

猪名川上流広域ごみ処理施設環境保全委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、猪名川上流広域ごみ処理施設環境保全委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定め、猪名川上流広域ごみ処理施設組合（以下「組合」という。）が建設し、運営を行うごみ処理施設について、その建設及び運営を行っていく過程における排出負荷状況、周辺環境状況並びに稼働状況を明らかにすることにより、当該ごみ処理施設に対する住民の信頼を確保することを目的とする。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を任務とする。

- (1) 排出負荷及び周辺環境状況調査計画の決定に関する事項
- (2) 前号の調査結果に関する事項
- (3) 施設稼働状況の監視に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員23人以内で組織する。

(委員の選任及び任期)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者について、当該各号に記載する人数以内で、管理者が選任するものとする。なお、第3号に掲げる委員は区域ごとに公募するものとし、区域ごとの定員は管理者が別に定める。

- | | |
|--------------|----|
| (1) 学識経験者 | 6人 |
| (2) 周辺地域住民代表 | 5人 |
| (3) 組合区域住民 | 6人 |
| (4) 関係行政職員等 | 6人 |

2 委員の任期は2年とする。ただし、委員の選任に係る前項各号に掲げる要件を欠くに至ったときは、その任期が終了するものとする。

3 欠員の補充により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員の再任は妨げない。ただし、第1項第3号に掲げる委員は3期以上連続して委員となることはできない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、学識経験者の中から委員の互選により選出し、副委員長は、委員長が指名する学識経験者の委員をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となる。委員長が不在の場合は副委員長が議長となり、委員

長及び副委員長が不在の場合は、学識経験者の中から議長を選出する。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決する。

(学識経験者評価部会)

第7条 委員会に学識経験者評価部会を置く。

2 学識経験者評価部会は、学識経験者委員で組織する。

3 学識経験者評価部会は、調査結果等について事前に協議検討する。

(オブザーバーの出席)

第8条 委員会は、必要に応じオブザーバーとして、会議の場で第三者から意見を聴取することができる。

2 前項のオブザーバー出席に要する費用は、委員と同等とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、組合事務局において処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

この要綱は、平成17年 5月 2日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年 7月10日より施行する。ただし、第4条第4項ただし書の規定は平成29年10月1日より適用する。

付 則

この要綱は、令和 3年11月1日から施行する。